

議案第 2 4 号

朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市職員の給与に関する条例（昭和 3 0 年朝霞市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 1 2 項を第 1 3 項とし、第 9 項から第 1 1 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 6 0 歳を超える職員の昇給は、第 6 項に規定する期間の全部を極めて良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、規則で定める基準に従い決定するものとする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

朝霞市長 富岡 勝則